

さいたま市リサイクル基金条例

平成13年5月1日 条例第96号

改正

平成14年3月27日 条例第14号

(設置)

第1条 ごみの減量及び資源の有効利用の促進に要する経費の財源に充てるため、さいたま市リサイクル基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

前条の設置目的に基づく寄付金額

資源物の売払収入

基金の運用から生ずる利益

(使途)

第3条 基金は、次に掲げる事業の経費に充当する。

環境教育の普及

リサイクル活動の啓発

リサイクル活動の推進

前3号に掲げるもののほか、ごみの減量及び資源の有効活用の推進に関する事業

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。 追加〔平成14年 条例第14号〕

(処分)

第6条 基金は、第3条各号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 一部改正〔平成14年 条例第14号〕

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。 一部改正〔平成14年 条例第14号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宮市リサイクル基金（平成 6 年大宮市条例第 7 号）の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 7 日条例第 1 4 号）

この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。